

令和7年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会 開催要領

1. 目的

2050年ネット・ゼロに向け、令和7年2月に地球温暖化対策計画が改定され、2035年度及び2040年度の新たな温室効果ガスの削減目標が設定されたところであり、また、エネルギー安定供給確保、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGX（グリーントランسفォーメーション）の実現に向けて、GX2040ビジョンが閣議決定されたところである。

2050年ネット・ゼロ及びGXの実現には、あらゆる分野、あらゆる主体における排出削減が必要であり、そのためには、国内での脱炭素分野への投資と、その結果生み出される脱炭素に資する脱炭素製品（サービスを含む。排出削減努力により、カーボンフットプリントの低減や削減実績量・削減貢献量の創出等が図られたものを想定。）が市場で積極的に評価されることによる需要創出の両輪が必要である。

現在、政府では、分野別投資戦略等に基づく先行投資支援が進められ、企業による投資が積極的に進められているところであり、こうした動きをさらに加速させ、中堅・中小企業含めたサプライサイドでの脱炭素に資する投資や調達先の選択を推進するとともに、こうした企業活動により生み出される脱炭素製品の消費者選択の促進、需要創出への道筋を描いていくことが課題となる。そのためには、バリューチェーンの各段階を視野に入れ、自らの排出削減とあわせ、Scope3を含めた排出削減を推進すること、製品単位での排出削減努力を見える化すること等が有効であり、令和7年5月～7月にかけて開催した「グリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討会」（以下「バリューチェーン検討会」という。）において、必要となる施策パッケージを取りまとめたところ。

バリューチェーン検討会で取りまとめた施策パッケージのうち、脱炭素製品・サービスの評価・表示スキームを構築するため、脱炭素に資する取組により排出削減価値がある脱炭素製品等の定義や範囲等を検討することを目的として有識者で構成する「令和7年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。なお、脱炭素製品・サービスの評価・表示スキームを構築するための検討は令和8年度も引き続き行うことを前提とする。

2. 構成

- (1) 検討会は、学識経験者・有識者からなる委員をもって構成する。
- (2) 検討会には、座長の了解を得た者がオブザーバーとして出席できる。

3. 運営

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 座長は、検討会の議事運営にあたる。
- (3) 検討会は原則として公開する。ただし、公開することが適当でない場合には、座長の判断により非公開とすることができます。会議資料についても同様に、原則として公開とするが、公開することが適当ではない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- (4) 公開した検討会の会議録は、会議終了後に作成し、委員の確認を得た後、会議終

了後 1 ヶ月程度を目途に、公開する。

4. 事務局

検討会の事務局・会議の庶務ともに、環境省地球環境局地球温暖化対策課が行う。必要に応じて、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。

以上